

## タイヤ保管交換サービス利用規約

本規約はストレージサービス株式会社（以下「当社」という。）が提供する「タイヤ保管交換サービス」（以下「本サービス」という。）を利用する際に、遵守していただく事項を定めたものです。

### 第1条（目的）

本サービスは、通常(夏用)タイヤ及びスタッドレス(冬用)タイヤとホイールをセットで有償にて預かり、保管管理および交換をいたします。

### 第2条（保管交換場所・金額）

1. タイヤの保管場所は、当社倉庫内において保管するものとし、保管料金は当社の定める料金表に基づくものとします。
2. 保管タイヤの回収、交換、倉庫からの出庫料については別途料金が必要となります。
3. 交換作業に関しては、作業スペースの関係上、下記の保管対象内であってもお断りする車種があります。

### 第3条（保管対象）

1. 保管対象はタイヤ外径が800mm以下のものとします。
2. 上記の範囲内であっても特殊な塗装のホイール等は本サービス対象外とさせていただくことがあります。
3. ナット・ボルト・キャップ類は紛失、破損の恐れがあるため本サービス対象外とさせていただきます。

### 第4条（保管料の支払い方法）

1. 保管料金は日数計算とします。
2. 算出期間は毎月1日から当月末までとし、お支払はクレジットカード支払いのみとします。
3. 引落としの期日に関しては各クレジット会社の会員規約に基づくものとします。

### 第5条（保証）

管理期間中に当社の責による著しい損傷（走行に支障が出る等）が発生した場合、同等の商品にて保証いたします。

但し、以下の場合は保証の対象外とさせていただきます。

1. 地震、大火、風水害等の天災に起因する災害の場合。
2. 肉眼で確認が困難な傷や経年による自然劣化（腐食、ひび割れ、変色等）による場合。
3. 保管期間以前についていた傷、歪み、変形など。

## 第6条（契約の解除）

タイヤ保管期間中に、お客様が以下のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に義務を履行されない時は契約を解除します。

1. 保管料の支払いが3ヶ月以上延滞したとき。
2. 寄託者が債務者として差押え、強制執行、競売等の処分を受け、破産その他信用不安にかかる法的手続きがなされたとき。

## 第7条（出庫の拒絶）

1. 当社は保管料、出庫料その他費用および延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができます。この場合、このことによる損害については、当社は賠償の責を負いません。
2. 前項の場合において留置期間中の保管料、出庫料その他費用および延滞金は、お客様の負担とします。

## 第8条（契約解除および解約時の預かり商品の対応）

タイヤ保管契約の解除及び解約時に引取りの連絡が無い場合、相当の期間を定めて当該義務の催告をしたにもかかわらず、その期間内に義務を履行されない場合、保管商品の所有権を放棄したとみなし、当社が処分することに異議無いものといたします。

## 第9条（個人情報の利用目的と取扱いについて）

1. 当サービスにおいて取得した個人情報は、保管管理業務等の円滑な運営のために必要な範囲で利用いたします。
2. 当社は本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

平成24年11月1日作成

ストレージサービス株式会社

〒561-0857 大阪府豊中市服部寿町2-20-1 TEL(06)6866-2362